

登録される名前、されない名前

現代のアフリカでは、政府による登録を度外視して名付けの議論を進める事はできない。今回は、それがどのような変化をもたらしつつあるのか、具体的な事例に沿って検討しよう。

■イスハの祖名継承

西南ケニアのルイア人の一派、イスハ人の間で長年現地調査を行った中林伸浩は、このテーマについて次のような詳しい検討を行った。

現代イスハ人は、身分証明書への名前の登録制度の影響で、「クリスチャン名」と祖名を一つずつもつのが通例である。「個人の国籍、名前、住所を登録する制度が整っていないケニアにおいては、この身分証明書のみがまさに個人のアイデンティティを証明するものとして、選挙での投票、銀行や郵便局などの窓口、就職などの面接、すべての公式書類の提出などに必要となる」[中林伸浩「名前と氏族」、上野和男・森謙二(編)『名前と社会』、1999]。

「クリスチャン名」は、産院退院時に発給される出産証明書に書き込まれる名前で、産院には用例集が備え付けられている。何年後かに洗礼を受ける時にこの名前が洗礼名として確認されるが、洗礼を受けない人もいる。それゆえ、「クリスチャン名」は、キリスト教徒である事の証である以上に重要な個人のアイデンティティを示す名前になっている [前掲書]。

イスハ人は祖名を俗に「サー・ネーム」というが、イスハの祖名には、①(父系社会であるにも関わらず)父方・母方親族のいずれかの同性の祖先から選択して継承できる、②赤ん坊の誕生の2、3年前に死んだ親族から継承する、という2つの特徴的な原則がある。ただし、現在50代以上の人なら、父方・母方双方からそれぞれ2、3の祖名を貰っている場合がある。ところが、身分証明書による事実上の国家統制の

結果、個人は「クリスチャン名」と祖名を一つずつもつという意識の標準化が進んで父方と母方の祖名が競合するようになると、後者が片隅に追いやられた。それでも、母方親族を訪問する時には、子供は往々父親の知らない母方の祖名で呼ばれている [前掲書]。

身分証明書には、「クリスチャン名」と祖名の後に父親の名前を書き連ねる。そして、女性は結婚すると、通例この第3番目の名前を父親のものから夫のものに変更する。伝統的にイスハでは一人の父親の子供たちが共通の名前をもつ事がなかった。だが、身分証明書の方式では、両親と子供たちが共通の名前をもつ事になる。これは政府が家族の実態を把握するのに有効であり、家族にも便利だといえる。但し、この第3の名前は、世代を超えて受け継がれない点などで、日本・東アジア・西欧の姓や家族名とは非常に異なるものである [前掲書]。

■国家原理と家族原理

周知の通り、ブラック・アフリカ諸国は1957年のガーナを皮切りとして、1960年代に陸続と独立を達成した。この時代、パン・アフリカニズムが声高に叫ばれ、アフリカの政治的な統一という理想が掲げられた。それゆえ、旧植民地の境界線は将来のアフリカ統一までの間とりあえず戦略的に温存される性質のものであった。だが、いまやその国境線は新たな「国民国家」群の境界として現実に高く聳え立っている。

国家形成、特に国民形成には、国勢調査による住民の正確な把握と共に、法の統一が不可欠である。そのモデルである西欧成文法の家族制度に関する規定は、父系的原理で貫徹されている。その結果、アフリカの母系社会が大きく変質してきた事はよく知られている。

ただ、文化人類学が父系と規定する社会も決

して単純ではない。実は、ソマリのようきわめて厳格な単系的性格が見られるのはむしろ稀だといえる（連載第23回参照）。或る社会の全体的な理解を達成するには、M.フォーテスが「補足的親子関係」(complementary filliation) という概念で分析したように、儀礼的に、ないしは情緒的に重要性をもつ第2義的な出自の意味を慎重に考慮する必要がある。中林の論文は、イスハの祖名が身分証明書への登録による国家統制を通じて、父系的に収斂していく変化過程を見事に捉えていて、実に興味深い。

■国際関係の影響

ここで、現時点のケニアにおける身分証明書獲得の意味をもう少し補足的に眺めておこう。中林が指摘した圧力の中でも、政治的にきわめて重大な要因となりつつあるのが、大統領選挙・国会選挙・地方議会選挙の選挙人登録をめぐる民族ナショナリズムの圧力である。選挙人登録には身分証明書の提示が不可欠だからだ。

ケニアは構造調整計画の実施過程で、国際社会から政治と経済の民主化・自由化の要請を突きつけられた。その結果、1991年末に複数政党制が再導入されたが、諸政党は民族集団の枠組みにかなりの程度重なり合う形で編成された。しかも、これと符節を合わせるかのように、同年10月末に、土地紛争に起因する焼き討ち事件がナンディ県で起きた。これを発端として、1990年代には、ナンディ人やキプシギス人などのカレンジン（南ナイル）語系民族と、その周囲の農耕民族であるバントゥ語系のルイア人、グシイ人、キクユ人などの中で「リフトバレー戦争」とも形容される紛争が繰り返し発生した。そして、18歳に達した若者たちに対する身分証明書獲得の圧力が一気に強まったのである。

1997年12月の総選挙でも、何時もながら不正の風説が渦巻き、その後登録の手続きが厳格になった。登録手数料も新規登録が50シリング、紛失による再発行が100シリング、改名に伴う再発行が200シリングに引き上げられた。

■登録のコスト

1997年末の総選挙後の登録手続き厳格化の重大な要素の一つは、身分証明書の交付申請に際して出生証明書の提示が義務付けられた事だ。私の調査地で、キプシギス人の土地の一つであるボメット県ンダナイ亜県では「亜県（郡）令」事務所で身分証明書の登録申請をする。出生登録も同事務所でできるが、その手数料は150シリングと負担が大きい。

問題はこの措置の実効性だ。私の古くからの友人で、今ではこの亜県の地域開発官補佐という要職にある40代前半の人物でさえも、自分の子供たちの出生登録をせず、当分する積もりもない。誰も切実な必要を感じていないのだ。

ケニア最大の日刊紙『ネーション』（1999.8.16）の関連記事によると、1998年度は死亡の71%に対して、出生は20%しか登録されなかった。後者は、1989年に58%から20%に急落したままだという。この記事で、主任行政登記官ジョン・ムリウキ氏は、登録官が交通の便を確保できない事が原因だと述べて、この事実が国家開発計画立案の妨げになると警告している。

なお、この記事によると、5つの県が1999年から始まるユニセフの出生登録推進5ヶ年計画のパイロット地域に選ばれた。その一つが、イスハ人もその住民であるカカメガ県なのだが、恐らく、この事業はイスハの祖名継承の父系単系化を一層助長する事になるだろう。

他方、身分登録と出生登録の連動化は、手数料高騰と相まって、今後、民族ナショナリズムに絡む政治性を高めるだろう。西欧モデルによる国民国家建設の圧力は、新たな価値と目標を導入して、各々の民族集団に順応と対抗の動きを生み出し、その内部に複雑な社会関係の変化を導いてきた。ケニアの、殊にイスハ人の身分登録の実態には、名前に絡むその一面がよく窺える。ただし、中林が多面的に分析した通り、そこには自発的で建設的な側面も見ておく必要がある。

（こんま とおる 神奈川大学 社会人類学者）